

テロ事件対策計画

令和元年（2019年）9月

目次

第1章 総論

- 1 はじめに 1
- 2 想定するテロ事件 1

第2章 事前対策

- 1 テロの趨勢等の把握 2
- 2 情報連絡体制の整備 2
- 3 資機材の整備 2
- 4 マニュアル等の資料整備 2

第3章 施設の警戒

- 1 施設管理者等の対策 3

第4章 緊急対策

- 1 施設管理者等の対応 4
- 2 組織体制の設置基準等 4
 - (1) 事件等の緊急事態発生の通報
 - (2) 発生初動期の対応
 - (3) 警戒体制
 - (4) 警戒本部体制
 - (5) 対策本部体制
- 3 救助・救急・避難誘導等の消防活動 6
 - (1) 情報の収集伝達
 - (2) 救助、救急活動及び避難誘導
 - (3) 救出人数、搬送者数などの消防活動の集約
 - (4) 消防警戒区域の設定
 - (5) 除染作業の実施
- 4 有毒物質の調査 8
- 5 治療方針の確立 8
- 6 健康相談の実施 8
 - (1) 健康相談への対応
 - (2) 市民からの相談への対応

第1章 総論

1 はじめに

近年、海外で邦人がテロの被害に遭う事例がほぼ毎年のように発生しており、2013年1月以降、2017年までの5年間だけでも7カ国で邦人23人が死亡し、9人が負傷している。

こうした邦人被害の多くは、直接、我が国権益・邦人を狙った攻撃によるものではなく、観光地や公共交通機関、イベント会場といった多数の一般市民が集まるようなソフトターゲットを対象としたテロの巻き添えとして発生したものである。

我が国は、かねてから、「アルカイダ」やI S I Lから繰り返し「十字軍連合」の一員、テロの対象として名指しされているほか、国際会議や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会など、国際テロ組織にとって格好の宣伝機会ともなり得る大規模イベントを控えていることを踏まえると、テロへの警戒がこれまで以上に必要になってくる。（国際テロリズム要覧2018「公安調査庁」を参考に記述）

本計画では、テロ事件による被害の軽減を図ることを目的とし、必要な対策を定める。

また、国による緊急対処事態認定に至る前までの対策を前提とし、鎌倉市緊急事態対策計画【総論編】を基に、テロ事件対策に係る事項を主体に記述し、事態認定後の対応については、鎌倉市国民保護計画によるものとする。

2 想定するテロ事件

本計画において想定するテロ事件の手段及び対象は、次のとおりとする。

テロの手段	1 爆発物によるもの 2 化学剤によるもの 3 放射性物質によるもの 4 生物剤によるもの 5 放火によるもの 等
テロの対象となりやすい施設等 (ソフトターゲット)	1 公共施設等 (1) 市役所本庁舎、支所 (2) 文化・体育施設（鎌倉武道館、鎌倉芸術館等） (3) 電気・水道・ガス等ライフライン関連施設 2 多数集客施設、場所 (1) 鉄道・バス等公共交通機関のターミナル等 (2) 神社・仏閣等観光施設 (3) 商店街、レストラン 等

第2章 事前対策

1 テロの趨勢等の把握

- (1) 市は、公安調査庁が作成する国際テロリズム要覧により、最新の国際テロリズムの趨勢や各種テロ組織の実態及び我が国・邦人に対する国際テロの脅威等に関する地域、犯行組織、手段、標的の特性等について、情報収集に努める。
- (2) 国や県等が実施するテロ対策等に関する講習会やセミナーに関係職員が参加し、最新情勢の把握に努める。

2 情報連絡体制の整備

市(本部事務局、消防本部)は、テロ事件発生時に迅速かつ的確な緊急活動を早期に実施できるよう、関係機関等との情報連絡体制を整備するものとする。

情報連絡体制は、緊急事態発生時情報の伝達経路等(総論編p14)を準拠とする。

3 資機材の整備

消防本部は、テロ事件発生時にも安全な応急活動態勢を確保するため、NBC※1災害等に対応可能な防護服、防毒マスク、除染シャワー等、防護用資器材等を整備する。

※1 N : Nuclear (核) B : Biological (生物) C : Chemical (化学) の略

4 マニュアル等の資料整備

市(本部事務局)は、人的被害の予防、拡大防止、被害者の症状に応じた治療等が迅速に行えるよう、大量殺傷型テロ事件対応の参考となるマニュアル等の収集及び知識の修得に努め、応急対応に係る体制整備の資とする。

第3章 施設の警戒

テロ事件が発生するおそれのある場合は、次の警戒措置を実施するものとする。

1 施設管理者等の対策

第1章で掲げた公共施設、多数集客施設(以降、「多数集客施設等」という。)の管理者は、次により施設の警戒を行う。

施設の巡回警戒	<ol style="list-style-type: none">1 職員及び警備委託機関による施設の巡回警戒の強化 特に、コインロッカー、階段下、自動販売機裏など、死角となる場所に十分注意する。2 トイレ、ゴミ箱の定期的点検を実施する。3 清掃職員等へ、不審物発見時の対応等必要事項を徹底する。
利用者への広報	<p>次の事項を放送設備、広報板などで周知する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 不審物を発見した際は、必ず届ける。2 不審物を不用意に開けたり、触れたりしない。3 避難路、避難口を確認しておく。4 避難の際は、あわてずに従業員などの指示に従う。

第4章 緊急対策

多数集客施設等において、テロ事件が発生した場合の対応について定める。

1 施設管理者等の対応

多数集客施設の管理者は、緊急事態が発生した場合は、直ちに119番及び110番に通報するとともに、次の事項を実施する。

また、市庁舎等で緊急事態が発生した場合は、併せて防災安全部危機管理課に通報するものとする。

通報、連絡事項	1 事故発生日時 2 場所 3 事故の概要 4 被害の程度 (1) 被害者数 (2) 施設等の被害状況 (3) その他 5 被害者の状態 ・倒れている、けいれんしている ・嘔吐している、鼻血を流している ・せき込んでいる ・その他の症状 6 避難誘導した人数 7 その他必要な事項
避難誘導等	1 危険が疑われる範囲への立入りを制限し、利用者、職員等を安全な場所に避難誘導する。 2 必要と認める場合は、施設の使用を禁止する。 3 落ち着いて避難するよう放送設備等を用いて広報する。
不審物の取扱い	不審物、液体、煙等にふれないよう放送設備等を用いて広報する。

2 組織体制の設置基準等

(1) 事件等の緊急事態発生の通報

市関係各課は、テロ事件と想定される緊急事態を覚知した場合は、直ちに防災安全部危機管理課及び消防本部に通報する。

通報連絡窓口	防災安全部危機管理課 0467 - 23 - 3000(内線2627, 2648) 消防本部 (指令情報課) 119 又は 0467-44-0996
--------	---

(2) 発生初動期の対応

市内においてテロ事件が発生した場合でも、発生初動期にあつては、テロ事件と明確に区別することが困難であるため、テロ事件と判明されるまでは、消防本部及び防災安全部を中心に対応するものとする。

(3) 警戒体制

名称	鎌倉市テロ事件対策警戒体制
責任者	防災安全部長
本部事務局	防災安全部危機管理課
組織構成	防災安全部が指定する関係各課
設置基準	1 国内外の情勢から市内においてテロ事件の発生が懸念される場合 2 前記の通報を受けた場合 3 その他、警戒本部長（副市長）が必要と認める場合
廃止基準	1 上位体制へ移行する場合 2 テロ事件による被害を受けるおそれがないと判明した場合

(4) 警戒本部体制

名称	鎌倉市テロ事件対策警戒本部
警戒本部長	副市長
事務局	防災安全部危機管理課
組織構成	防災安全部、共創計画部、行政経営部、総務部、市民生活部、健康福祉部、環境部、都市景観部、都市整備部、教育部、消防本部
設置基準	1 市内においてテロ事件による人的被害が発生し、被害の拡大が予想される場合 2 テロ事件発生により周辺住民の避難が必要な場合 3 その他、警戒本部長が必要と認める場合
廃止基準	1 他の体制へ移行する場合 2 テロ事件の発生による人的・物的被害を受けるおそれなくなつたと判明した場合

(5) 対策本部体制

名称	鎌倉市テロ事件対策本部
本部長	市長
副本部長	副市長
副本部長	副市長
事務局	防災安全部危機管理課
組織構成	防災安全部、共創計画部、行政経営部、総務部、市民生活部、こどもみらい部、健康福祉部、環境部、まちづくり計画部、都市景観部、都市整備部、会計管理者、議会事務局、消防部、教育部、文化財部、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局
設置基準	1 市内においてテロ事件による人的・物的被害が発生し、被害の拡大が予想される場合 2 テロ事件発生により、周辺住民の避難が必要な場合 3 その他、市本部長が必要と認める場合
廃止基準	1 他の体制へ移行する場合 2 テロ事件の発生による人的・物的被害を受けるおそれなくなったと判明した場合

3 救助・救急・避難誘導等の消防活動

テロ事件が発生した場合の消防本部の応急活動は、次によるものとする。

(1) 情報の収集伝達

ア 緊急事態発生の情報受理

火災や一般的な救急事故と同様に、発生場所や負傷者の有無、程度を把握するが、さらに次のような負傷者や現場の情報が伝達された場合は、テロ事件による緊急事態と想定し、態様に応じた消防隊等を出場させるものとする。

判断基準	1 次のような症状を訴えている者が多数いる場合 ・ 気分が悪い ・ 目がチカチカする ・ 喉が痛い 2 付近に有色の気体が漂っている。 3 原因が分からず、多くの人が倒れたり、うずくまったりしている。
------	---

イ 防災安全部長への通報

消防長は、テロと想定される事件を覚知したときは、速やかに緊急事態の内容等の状況が明らかになった事項について、逐次防災安全部長へ通報するものとする。

(2) 救助、救急活動及び避難誘導

緊急事態発生時には、鎌倉市緊急事態対策計画に基づく活動を実施する。

この際、生物剤又は化学剤によるテロが疑われる緊急事態については、次の事項に配慮して対応する。

救助活動	<ol style="list-style-type: none">1 救助隊は化学防護服または防毒衣及び空気呼吸器を危険の程度に応じて着装し、検知活動、人命検索、救助活動を行う。2 負傷者の救出には、簡易呼吸器を活用する。3 必要に応じ除染を行うとともに、協定に基づき応援を要請する。
救急活動	<ol style="list-style-type: none">1 エアーテント等を活用して仮救護所を設置し、救護機能を確保するとともに、負傷者のプライバシーを保護する。2 仮救護所は、負傷者の症状、聴取した事項などを指揮本部に伝達する。3 救出された負傷者は、トリアージを行い、程度の重い負傷者から医療機関に搬送する。4 搬送時には、救急車内の換気に注意する。
避難誘導	<ol style="list-style-type: none">1 負傷者の発見、救出場所からの災害の広がり範囲を判断し、避難を呼びかける範囲を決定する。2 避難の呼びかけは、車載マイクやハンドマイクを活用して実施するとともに、現場の警察官や施設管理者に協力を要請する。

(3) 救出人数、搬送者数などの消防活動の集約

現場指揮本部からの情報をもとに、消防本部で、逐次、消防活動を集約する。

集約事項	<ol style="list-style-type: none">1 覚知日時2 発生場所3 被害の程度（人的被害）4 消防活動隊（出場消防隊数、人員等）5 搬送者数、搬送先
------	--

(4) 消防警戒区域の設定

消防警戒区域は、検知活動、負傷者の発生位置、隊員の活動などを考慮して設定するものとする。

(5) 除染作業の実施

有毒物質が特定され、除染作業の実施が必要な場合は、所有又は提供された中和・消毒剤等を活用し、必要な措置を実施する。

4 有毒物質の調査

神奈川県警察、その他関係機関と協力し、負傷者の治療方法を確立するため、次により有毒物質を調査する。

- (1) 警察、消防本部等との調整に基づき、測定資器材を有する機関により現場の測定を実施する。また、必要に応じ、神奈川県衛生研究所、（一社）神奈川県環境計量協会及び東京ガス等民間の検査機関に測定を要請し、原因物質の特定に努める。
また、（公財）日本中毒情報センター等と有毒物質の調査に関する連絡体制を確立し、情報収集を行う。
- (2) 消防本部は救助隊により、検知・測定器等を活用して検知を行い、有毒物質の調査、範囲及び濃度を測定し、危険度を把握する。検知活動により、危険性が判明した場合は、直ちに活動各隊に連絡するとともに、市民に広報する。
- (3) 警察官、消防隊員等により警戒区域が設置された場合は、救助隊による詳細な測定を実施し、汚染地域の絞込みを行う。
- (4) 検査結果は、速やかに防災安全部長及びその他の関係機関に通報するものとする。
- (5) 発生時以降、必要に応じて現場周辺の有毒物質測定を一定期間継続して実施し、その結果を防災安全部長及びその他の関係機関に通報する。

5 治療方針の確立

市は、消防本部等による有毒物質の調査と並行して、鎌倉市医師会等関係医療機関との連絡・調整により、患者の症状などから有毒物質を推定し、治療方針を早期に確立する。

6 健康相談の実施

- (1) 健康相談への対応
健康福祉部は、健康相談に対応するとともに、症状に応じて受診を勧めるものとする。
- (2) 市民からの相談への対応
健康福祉部は、消防本部等を通じて、予想される原因物質、汚染範囲、患者の症状、治療可能な医療機関等の情報を入手し、市民からの相談に対応するものとする。